



地域の食材を活用した 新商品開発を支援します！

最高
1,000万円

令和6年度 食品加工施設等整備支援事業補助金

北陸新幹線芦原温泉駅開業を受け、地域の食材等を活用した新商品の開発および製造を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める場合、その費用の一部を補助します。

1 補助対象者

以下のいずれかに該当する者が対象です。

- 市内に事業所を有する中小企業者または事業の完了する日までに市内に事業所を有することを予定している中小企業者
(みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者を除く。)
- 複数の上記の中小企業者で構成されるグループ
(例：商業者+商業者、農業者+商業者、農業者+工業者)

※市税等に滞納がある者や暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者などは除く。

2 補助対象事業

地域の食材等(※)を活用した新商品の開発および製造を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める事業として、以下のすべてを満たすものが対象です。

- 新商品の開発に必要な加工施設や機械等の整備を行うこと。
- 開発する新商品の主な原材料が、地域の食材等であること。
- 開発する新商品が市内で販売され、既存または競合する商品と比較して市の特色を活かして差別化が図られているなど市をPRする新商品であること。
- 開発する新商品を複数年にわたり継続的に製造および販売する計画があるなど将来性のある事業であること。
- 新たな付加価値を生み出し地域経済への波及効果を及ぼすなど公益の増進に寄与する事業であること。

※地域の食材とは、あわら市内で産出される農林水産物やそれらを原料とした加工食品、その他市の食産業の振興を図る食材として市長が適当と認めたものをいいます。

※商品として既に販売を開始している事業や市のイメージを損なう恐れのある事業は補助対象外です。

※国・県・市から他の補助金を受けている場合、その補助金の補助対象経費となっている経費は補助対象外です。

※補助金の交付を受けた日から3年以内に新商品の製造および販売を中止したとき、または、交付対象となった施設を操業開始日の翌日から起算して3年以内に閉鎖したときは、補助金を返還する必要があります。

3 補助対象経費・補助額など

	事業	内容
補助対象経費(※)	加工施設・機械等整備事業 (必須)	新規施設の建造など地域の食材等を加工した新商品の開発および製造に必要な施設や機械・設備の整備に要する費用(土地代を除く。) 例：製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、燻製機、シンク、皮むき機、スライサー、ロースター、スチームコンベクションオープン、回転釜、洗米機、豆洗機、浸漬機、冷凍冷蔵庫、瓶詰機、乾燥機、金属探知機、真空包装機、食器洗浄機、作業台 など
	加工品開発事業 (任意)	地域の食材等を加工した新商品の開発に要する費用 例：原材料費、機械装置等のレンタル、リース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費、新商品のパッケージ・ラベル等のデザイン開発や作成等に要する経費、その他試作品開発に要する経費、外部専門家等の指導への謝金、調査研究費その他市場評価の実施に要する経費 など
	販売施設・機械等整備事業 (任意)	陳列棚の購入など開発した新商品の販売に必要な施設および機械・設備の整備に要する費用(土地代を除く。) 例：陳列棚、冷凍・冷蔵ショーケース など
	提供施設・機械等整備事業 (任意)	調理設備の購入など開発した新商品の提供に必要な施設および機械・設備の整備に要する費用(土地代を除く。) 例：シンク、コンロ、フライヤー、スチームコンベクションオープン、皮むき機、炊飯器、冷凍冷蔵庫、食器洗浄乾燥機、食器消毒保管庫、厨房浄水装置、調理用テーブル、店舗用テーブル、椅子 など
補助率	補助対象経費の3分の1以内	
補助限度額	500万円(補助対象経費の額が3,000万円を超える場合は1,000万円)	
補助回数	1補助対象者につき1回(複数の中小企業者により構成されているグループの構成員として補助を受けた場合を含む。)	
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・本事業で整備する施設および機械・設備は、補助対象者(複数の中小企業者で構成するグループの場合は、そのうちの1中小企業者)が自ら加工等を行うためのものとし、市内に整備するものであること。・補助対象経費の総額が300万円以上であること。・補助対象経費のうち2分の1以上が加工施設・機械等整備事業に要する経費であること。・既存の機械・設備の更新でないこと。	

4 申込方法

令和6年11月22日(金)までに、申請書類をあわら市商工労働課へ直接ご提出ください。

※申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

※12月24日(火)にプレゼン審査を行います。

5 問合せ・申込み

あわら市役所 商工労働課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

TEL : 0776-73-8030 FAX : 0776-73-1350 E-mail : syouko@city.awara.lg.jp

HP : <http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p011136.html>